

村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、中心市街地活性化事業エリアにおける商業地の整備及び優良な住宅地の供給を促進し、将来にわたって定住人口対策を講じながら中心市街地活性化を促進するため、中心市街地で新たに宅地分譲する経費の一部を村山市補助金等交付規則（昭和37年5月25日規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地活性化事業エリア 村山市中心市街地活性化事業の基本的な考え方（構想）（令和4年10月）で定められたエリアをいう。
- (2) 宅地分譲 中心市街地活性化事業エリア内で土地を購入し建築物を建築する目的で宅地を販売すること。

(補助対象事業)

第3条 交付の対象は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中心市街地活性化事業エリア内であること。
 - (2) 分譲地が一団で2区画以上であること。
 - (3) 1区画当たりの面積が165平方メートル以上であること。
 - (4) 分譲用宅地が開発後において宅地以外の用途にならないこと。
- 2 宅地造成工事を伴う場合は、当該年度2月末日までに完了するものでなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 補助金交付決定前に工事着手した事業
 - (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする事業。ただし村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金の戸建て住宅用宅地等開発促進事業を活用する場合は、この限りではない。
 - (3) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、エリア内において宅地分譲を行う本市の市税、水道料金、下水道使用料の滞納がない者をいう。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が中心市街地活性化事業エリア内において新たに宅地分譲する経費とする。

- (1) 宅地分譲に要する土地購入費
- (2) 宅地分譲に要する設計費
- (3) 宅地分譲に要する工事費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宅地分譲に要する諸経費

(補助金の額等)

第6条 補助金は毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 補助金の額は、1区画当たり40万円とする。
- (2) 1事業あたりの限度額は200万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、規則第5条に規定する様式の規定にかかわらず、村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、市長に申請しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業免許の写し
- (2) 誓約書
- (3) 同意書
- (4) 位置図
- (5) 宅地分譲事業計画の内容が確認できる書類
- (6) 収支予算書
- (7) 現況図
- (8) 宅地分譲地の登記全部事項証明書
- (9) 現況写真
- (10) 宅地分譲地の面図
- (11) 宅地造成工事見積書(工事を伴う場合)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第2項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る法令等を遵守すること。
- (2) その他市長が特に必要があると認める事項

(事業の変更又は中止)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金交付変更(中止)申請書(別記様式第7号)に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金変更(中止)承認(却下)通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費の補助金の算定に係る重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該年度の3月20日までに規則第14条に規定する様式の規定にかかわらず、村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 宅地分譲事業成績書
- (2) 収支決算書

- (3) 位置図
- (4) 現況図（公図）
- (5) 宅地分譲地の登記全部事項証明書
- (6) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）（工事を伴う場合）
- (7) 事業実施宅地が販売されていることが分かる書類（任意様式）
- (8) その他市長は必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績の報告が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村山市中心市街地活性化事業宅地分譲補助金交付額確定通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類等の整備及び保存）

第14条 交付決定者は、補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付後、5年間整理保存しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。